（外国為替に関する省令の一部改正）

第十一条　外国為替に関する省令（昭和五十五年大蔵省令第四十四号）の一部を次のように改正する。

第十条第三項中「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」を「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」に、「第三条第一項に」を「第六条第一項に」に改め、「（第二十四条第一項において「電子情報処理組織」という。）」を削る。

（電子情報処理組織を使用して処理する場合における国税等の徴収関係事務等の取扱いの特例に関する省令の一部改正）

第十二条　電子情報処理組織を使用して処理する場合における国税等の徴収関係事務等の取扱いの特例に関する省令（平成三年大蔵省令第五十四号）の一部を次のように改正する。

第七条第五項第三号中「国税関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する省令」を「国税関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令」に、「第七条第一項」を「第八条第一項」に改める。

（外国為替の取引等の報告に関する省令の一部改正）

第十三条　外国為替の取引等の報告に関する省令（平成十年大蔵省令第二十九号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」を「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」に、「第三条第一項」を「第六条第一項」に改める。

別紙様式第四中「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」を「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」に、「第三条第一項」を「第六条第一項」に改める。

（行政機関の保有する情報の公開に関する法律等に基づく手数料の納付手続の特例に関する省令の一部改正）

第十四条　行政機関の保有する情報の公開に関する法律等に基づく手数料の納付手続の特例に関する省令（平成十三年財務省令第十号）の一部を次のように改正する。

第二号を削り、第三号中「第二十五条第三項第一号及び第二号」に改め、同号を第二号とし、第四号を削り、第五号中「個人情報保護委員会規則第一号」を「平成二十九年個人情報保護委員会規則第一号」に改め、同号を第三号とし、第六号を第四号とし、第七号を第五号とする。

（税関関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する省令の一部改正）

第十五条　税関関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する省令（平成十五年財務省令第七号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

税関関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令

目次中「第三条」を「第三条―第三条の五」に、「第七条・第八条」を「第七条―第八条」に改める。

第一条中「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」を「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」に、「情報通信技術利用法」を「情報通信技術活用法」に、「第三条第一項及び第四項並びに第四条第一項」を「第六条及び第七条」に、「使用して行わせ又は」を「使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により」に改める。

第二条第一項中「情報通信技術利用法第三条第一項又は第四条第一項」を「情報通信技術活用法第六条第一項」に改め、同条第二項中「情報通信技術利用法」を「情報通信技術活用法」に改める。

第三条第一項及び第二項中「情報通信技術利用法第三条第一項」を「情報通信技術活用法第六条第一項」に、「使用して行わせる」を「使用する方法により行う」に改める。

第二章中第三条の二の次に次の三条を加える。

（申請等に係る電子情報処理組織）

第三条の三　情報通信技術活用法第六条第一項に規定する主務省令で定める電子情報処理組織は、次の各号に掲げるものとする。

一　輸出入等関連情報処理組織

二　税関の使用に係る電子計算機と第三条第二項に規定する申請等をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織

（情報通信技術による手数料の納付）

第三条の四　情報通信技術活用法第六条第五項に規定する電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法であって主務省令で定めるものは、第三条第一項に規定する申請等を行ったことにより得られた納付情報により納付する方法とする。

（申請等のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不適当と認められる部分がある場合）

第三条の五　情報通信技術活用法第六条第六項に規定する主務省令で定める場合は、次の各号に掲げる場合とする。

一　申請等をする者について対面により本人確認をする必要があると行政機関等（電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律第二条第一号に規定する税関その他の関係行政機関（港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第二条第一項に規定する港湾管理者を含む。）をいう。次号及び第七条の四において同じ。）が認める場合

二　申請等に係る書面等のうちにその原本を確認する必要があるものがあると行政機関等が認める場合

第四条中「通関業法」の下に「（昭和四十二年法律第百二十二号）」を加え、「情報通信技術利用法第三条第四項」を「情報通信技術活用法第六条第四項」に改める。

第五条第一項第一号中「情報通信技術利用法第三条第一項」を「情報通信技術活用法第六条第一項」に改める。

第七条中「情報通信技術利用法第四条第一項」を「情報通信技術活用法第七条第一項」に、「使用して」を「使用する方法により」に改め、「処分通知等は、」の下に「第五条第三項又は第五条の二第四項の規定による通知及び」を加え、同条の次に次の三条を加える。

（処分通知等に係る電子情報処理組織）

第七条の二　情報通信技術活用法第七条第一項に規定する主務省令で定める電子情報処理組織は、輸出入等関連情報処理組織とする。

（処分通知等を受ける旨の表示の方式）

第七条の三　情報通信技術活用法第七条第一項ただし書に規定する主務省令で定める方式は、輸出入等関連情報処理組織を使用して行う識別番号及び暗証番号の入力とする。

（処分通知等のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不適当と認められる部分がある場合）

第七条の四　情報通信技術活用法第七条第五項に規定する主務省令で定める場合は、次の各号に掲げる場合とする。

一　処分通知等を受ける者について対面により本人確認をする必要があると行政機関等が認める場合

二　処分通知等に係る書面等のうちにその原本を交付する必要があるものがあると行政機関等が認める場合

第八条の見出し中「手数料等」を「手数料」に改め、同条中「前条」を「第七条」に、「ものとする」を「ことができる」に改める。

（予算及び決算に係る情報通信の技術の利用に関する対象手続等を定める省令の一部改正）

第十六条　予算及び決算に係る情報通信の技術の利用に関する対象手続等を定める省令（平成十五年財務省令第二十四号）の一部を次のように改正する。